

資料23-5 保安基準細目告示の改正について

- ・ 最高速度20km/h未満の電気自動車（いわゆるグリーンスローモビリティ）及び電動原動機付自転車については、電動かつ低速であることを踏まえて、走行騒音規制の適用対象外とする

●グリーンスローモビリティの事例

小型自動車	普通自動車
	
5人乗り	10人乗り
	
6人乗り	11人乗り
	
7人乗り	18人乗り

●小型の電動原動機付自転車（※）の事例

第一種原動機付自転車 〔 定格出力0.6kw以下 〕	第二種原動機付自転車 〔 定格出力0.6kw超、1.0kw以下 〕
	
 	

※全長：1,900mm以下、全幅：1,300mm以下、最高速度：50km/h以下、車両重量：55kg以下